

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学は、鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合と地域社会への貢献を趣旨とする建学の精神に則り、学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称及び所在地)

第 3 条 本学は、鹿児島国際大学と称し、大学本部を鹿児島市坂之上八丁目 34 番 1 号に設置する。

2 本学は、大学本部とは他に別置キャンパスを鹿児島市下伊敷一丁目 52 番 17 号に設置する。

第 2 章 組織及び教育課程

(学部・学科の設置)

第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
経済学部	経済学科
	経営学科
福祉社会学部	社会福祉学科
	児童学科
国際文化学部	国際文化学科
	音楽学科
看護学部	看護学科

(教育研究上の目的の公表等)

第 4 条の 2 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。

2 学部・学科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。

(1) 経済学部は、経済及び経営に関する専門的な教育研究を行い、理論だけでなく実践的な知識と技能を備え、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

ア 経済学科は、経済に関する専門的な教育研究を行い、経済情勢の分析能力と総合的な判断力を備え、国際化・情報化が進む現代社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

イ 経営学科は、経営や地域創生に関する専門的な教育研究を行い、企業経営及び地域再

生・活性化に必要な知識、技能、意思決定力、さらに現場での実践力を備えた地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

- (2) 福祉社会学部は、福祉社会に関する専門的知識を教授し、総合的な人間関係を基に、社会・福祉・教育の分野の理解と分析を身につけて、時代が求める「福祉社会」実現のために、参画する広い視野を持った人材を養成することを目的とする。

ア 社会福祉学科は、福祉に関する専門的知識を教授し、福祉・医療・介護・教育分野の社会福祉全般にわたる幅広い専門知識と技術を学び、福祉社会を実践的に支える人材を養成することを目的とする。

イ 児童学科は、子どもに関する専門的知識を教授し、子どもたちの未来を創造していきける豊かな感性と深い知識をもつ、子どもをめぐる諸問題に積極的に関わる人材を養成することを目的とする。

- (3) 国際文化学部は、人間考察に関する専門的知識を教授し、国際交流に必要な豊かなコミュニケーション能力と異文化に対する理解を深め、グローバルな視点にたった相互理解を図る真の国際人を養成することを目的とする。

ア 国際文化学科は、異文化理解とコミュニケーション能力を体系的・融合的に身につけ、国際的キャリア形成についての明確なビジョンと人類の福祉に貢献できる資質とを備えた人材を養成することを目的とする。

イ 音楽学科は、音楽に関する専門的知識を教授し、高度な技術と幅広い知識並びに豊かな創造性を有する芸術文化を通して社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

- (4) 看護学部は、看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に、人々の健康的な暮らしの実現に向けて、看護できる人材を養成することを目的とする。

ア 看護学科は、いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職を養成することを目的とする。

(大学院の設置)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 削除

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職課程に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラムに関する科目、地域人材育成プログラムに関する科目、グローバル英語プログラムに関する科目及び学部横断プログラムに関する科目に分ける。

(授業の方法)

第7条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、

当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育課程・単位数)

第8条 教育課程と単位数は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本学は、授業及びその他の教育指導等の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	170名	680名
	経営学科	150名	600名
福祉社会学部	社会福祉学科	90名	360名
	児童学科	120名	480名
国際文化学部	国際文化学科	115名	460名
	音楽学科	30名	120名
看護学部	看護学科	80名	320名

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単位数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は30単位以上、経営学科は30単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は94単位以上、経営学科は94単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は14単位以上、児童学科は15単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は110単位以上、児童学科は109単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は30単位以上、音楽学科は26単位以上を修得しな

ればならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は 94 単位以上、音楽学科は 98 単位以上を修得しなければならぬ。

(4) 看護学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、看護学科は 18 単位以上を修得しなければならぬ。

② 専門教育科目

看護学科の専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目から成る。専門基礎科目は 32 単位以上、専門科目は 79 単位を修得しなければならぬ。

(5) 教職課程に関する科目

教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならぬ。

(6) 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならぬ。

(7) 本学の各学部学科で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類	
		免 許 状	免 許 教 科
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	商業
	経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	情報
		高等学校教諭一種免許状	商業
福祉社会学部	社会福祉学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	福祉
		特別支援学校教諭一種免許状	—
	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	—
		小学校教諭一種免許状	—
国際文化学部	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	英語
	音楽学科	中学校教諭一種免許状	音楽
		高等学校教諭一種免許状	音楽

(8) 司書に関する科目

司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(9) 司書教諭に関する科目

司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定めるところにより単位を修得しなければならない。

(10) 社会福祉士に関する科目

社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(11) 精神保健福祉士に関する科目

精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法に定める単位数を修得しなければならない。

(12) 介護福祉士に関する科目

介護福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法並びに社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

なお、介護福祉士養成に関する履修については別に定める。

(13) 保育士に関する科目

保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める規程にしたがって児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(14) 学芸員に関する科目

学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び関係法令の定めによるほか、別に定める規程にしたがって、その単位を修得しなければならない。

(15) 日本語教員に関する科目

日本語教員の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(16) 日本語特別プログラムに関する科目

日本語特別プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(17) 地域人材育成プログラムに関する科目

地域人材育成プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(18) グローバル英語プログラムに関する科目

グローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(19) 学部横断プログラムに関する科目

学部横断プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第 11 条 前条に定める各授業科目及びその単位数は、別に定める。

(履修規程)

第 11 条の 2 履修方法に関する規程は、別に定める。

(単位数の算定基準)

第 12 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で行われる授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で行われる授業をもって 1 単位とする。また、芸術等の分野における個人指導による実技等については、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業演奏、卒業作品等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 4 章 入学・編入学・在学・留学・休学・復学・退学・除籍・
再入学・転学・転学部・転学科及び修業年限

(入学の時期)

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女の入学及び第 26 条に定める再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 14 条 本学の第 1 年次に入学できる者は、次の各号に該当する者に限る。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 文部科学大臣の指定した者
 - エ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - オ その他本学において相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第 15 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験に関しては、別に定める。

(入学許可)

第 16 条 本学の入学試験に合格し、所定の期日までに入学金、授業料その他の納入金を納め、必要書類を提出した者に対しては、入学を許可する。

- 2 既納の納入金は、返還しない。

(編入学)

第 17 条 大学を卒業もしくは中途退学した者、他の大学に在学している者、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者で、本学の途中年次への入学（以下「編入学」という。）を希望する者（外国人留学生を含む）があるときは、選考の上、2年次または3年次への編入学を許可することがある。ただし、本学を卒業もしくは中途退学した者が以前所属した同一学科への編入学はできないものとする。

- 2 本学の2年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に1年以上在学し31単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。
- 3 本学の3年次に編入学できる者は、大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者、大学に2年以上在学し62単位以上修得した者、または専修学校専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者とする。
- 4 第 28 条の規定にかかわらず、編入学を許可された者の修業年限は2年次に編入学した場合は3年、3年次に編入学した場合は2年とし、在学年限は2年次に編入学した場合は6年、3年次に編入学した場合は4年を超えることができないものとする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定についての必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 19 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学または他の大学もしくは短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等

の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとし、また、第18条第1項及び第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条により、本学において修得したものとみなす単位の認定及び編入学者の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第21条 学生は、入学（再入学、編入学を含む。）に関する手続きを終えた後、学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証の取扱いについては、別に定める。

第22条 本学学生が、外国の大学への留学を願い出たときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として、本学の修業年限に算入することができる。

3 留学に関する規程は、別に定める。

（休学及び復学）

第23条 学生は、疾病その他の理由により3ヵ月以上修学できない場合は、医師の診断書またはその理由を記した書類を添付して、保証人連署の上、学長に届け出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、在学年限に通算しない。

3 休学期間は、1ヵ年以内とする。ただし、特に学長の許可を得て1ヵ年以内に限り延長することができる。また、休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、第17条に規定する編入学の学生の休学期間は、2年次に編入学した場合は通算して3年、3年次に編入学した場合は通算して2年を超えることができない。

4 休学者は、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第24条 学生は、退学しようとするときには、その理由を付した退学願を保証人連署の上、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

（除籍）

第25条 本学学生で、次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者

(2) 第17条第4項及び第28条に定める在学年限を超えた者

(3) 第23条第3項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 死亡した者

2 前項第1号に該当して除籍された者が復籍を希望するときは、除籍された日から3週間以内に限りこれを許可することがある。

3 除籍及び復籍に関する規程は、別に定める。

（再入学）

第26条 本学を正当な理由で退学した後、再入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 前条第1項第1号に該当して除籍された日から1ヵ月を超えた後、再入学を希望する者があるときも、前項と同様とする。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

(転学部・転学科)

第 27 条 本学学生が、転学部・転学科を願い出たときは、関係学部の教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

(修業年限)

第 28 条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、やむを得ない場合でも在学年限は8年を超えることはできない。

第 5 章 科目等履修生・特別科目等履修生・聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 29 条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第 29 条の 2 他の大学等の学生で、本学と当該他の大学等との協定に基づき、1または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考の上、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第 30 条 本学の学生以外の者もしくは本学大学院在学者で、1または複数の授業科目について聴講を希望する者があるときは、選考の上、聴講生としてこれを許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(学則の準用)

第 31 条 科目等履修生、特別科目等履修生及び聴講生には、本学学則を準用する。

(外国人留学生)

第 32 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、特別な選考の上、外国人留学生としてこれを許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 6 章 試験、単位の授与、進級及び卒業要件

(成績評価基準等の明示等)

第 33 条 本学は、学生に対して、授業及びその他の教育指導の方法及び内容並びに1年間の授業及びその他の教育指導の計画を予め明示するものとする。

2 本学部・学科は、学修の成果及び試験に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及

び厳格性を確保するため、学生に対してその基準を予め明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(各授業科目の試験及び成績評価)

第33条の2 各授業科目の成績評価は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。

2 成績評価は、試験結果、出席状況及び平常の学習状況等に基づき、科目担当者がこれを行う。

3 試験は、研究報告、論文、実験、実習、実技の審査、その他の適切な評価手段をもってこれに代えることができる。

4 成績の評価は、原則として100点法をもって表し、60点以上を合格とする。

5 前項の成績評価による学習の成果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。なお、GPAによる総合的な成績評価は、前項に定める100点法に基づいて不合格の授業科目を含めて行い、学期GPA、年度GPA、通算GPAを別に定める式で算出する。

6 授業料・教育充実費を納めない者は、試験を受けることができない。

7 試験及び成績評価に関する細則は、別に定める。

(単位の授与)

第34条 各授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(進級)

第34条の2 進級に必要な要件に関する規定は、履修規程に定める。

(卒業要件及び時期)

第35条 本学に4年以上在学し、卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、学期または学年の終わりとする。

3 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第7条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第7章 学位

(学位の授与)

第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
経済学部	経済学科	学士 (経 済 学)
	経営学科	学士 (経 営 学)
福祉社会学部	社会福祉学科	学士 (社会福祉学)
	児童学科	学士 (児 童 学)
国際文化学部	国際文化学科	学士 (国際文化学)
	音楽学科	学士 (音 楽)
看護学部	看護学科	学士 (看 護 学)

2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第8章 授業料その他納付金

(授業料及び教育充実費)

第37条 学生は、本学所定の授業料及び教育充実費を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、休学中の者の授業料及び教育充実費は免除する。

- 2 既納の授業料及び教育充実費は、返還しない。
- 3 授業料及び教育充実費の額ならびに納入期日については、別に定める。

(その他の納入金)

第38条 学生は、授業料及び教育充実費以外に実験・実習費ならびに履修費等の納入金を納めなければならない。

- 2 前項の納入金及び納入期日については、その都度定める。

第9章 賞罰

(特待生)

第39条 人物・徳操、学業、健康ともに優秀な学生は、これを特待生としてその当該年度の授業料を免除することがある。

- 2 特待生に関する規程は、別に定める。

(特別奨学生)

第40条 成績優秀で体育・学術文化活動及び社会的活動において優秀な業績を修めた学生は、これを特別奨学生として当該年度の授業料の一部を免除することがある。

- 2 特別奨学生に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第41条 本学学則、諸規程または指示に違反し、あるいは学生としての本分にもとる行為をした者に対しては、学長はその情状により次の懲戒を加える。

- 2 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業不振で修学の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱す者
- 4 3ヵ月以上の停学の期間は、第28条に定める修業年限には算入せず、在学年限にも算入しない。
- 5 懲戒の手続に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 職員組織

(学長及び学長補佐・副学長)

第42条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 本学に学長補佐及び副学長を置くことができる。
- 4 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、学長補佐又はあらかじめ学長が指名する

副学長がその校務を代理し、又はその校務をつかさどる。

- 5 学長補佐は、運営全般に関して、学長を補佐し、学長の委任する校務について、自らの権限で処理することができる。
- 6 副学長は、学長を助け、学長から指示を受けた範囲の校務について、自らの権限で処理することができる。

(学部長)

第 43 条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(教授、准教授、講師、助教及び助手)

第 44 条 本学に教授、准教授、講師及び助教を置く。

- 2 必要に応じて本学に助手を置くことができる。

(事務職員及びその他の職員)

第 45 条 本学に事務職員及びその他の職員を置く。

第 11 章 教授会

(構成及び招集)

第 46 条 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は各学部に所属する専任の教授をもって構成し、学部長が招集し、議長となる。
- 3 学部教授会には、各学部に所属する専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。

(審議事項)

第 47 条 教授会は、当該学部に関する次に掲げる事項を審議し、第 1 号から第 3 号の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項
 - (4) 学長、学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、学部長等の求めに応じ、意見を述べるることができる事項
 - (5) 学長、学部長等がつかさどる教育研究に関する事項で、学長、学部長等の求めがない場合でも意見を述べるることができる事項
- 2 前項第 3 号及び第 4 号の学長が意見を求める事項は別に定める。
 - 3 教授会は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
 - 4 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 大学評議会

(構成及び招集)

第 48 条 本学における全学的に重要な事項を審議するため大学評議会(以下「評議会」という。)を置く。

- 2 評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって構成し、学長が招集し、議長となる。

- (1) 学長
- (2) 学長補佐
- (3) 副学長
- (4) 大学院各研究科長
- (5) 各学部長
- (6) 大学院各研究科から選出された者1名
- (7) 各学部から選出された者1名
- (8) 図書館長
- (9) 地域総合研究所長
- (10) 学生総合支援センター長
- (11) 産学官地域連携センター長
- (12) 教務部長
- (13) 学生部長
- (14) 研究教育開発センター長
- (15) 情報処理センター所長
- (16) 事務局長

(審議事項)

第49条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
 - (3) その他教学に関する重要な事項及び学長の諮問する事項
- 2 評議会は、理事会の業務に関する事項には関与しない。
- 3 評議会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附属図書館

(附属図書館)

第50条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第14章 附置地域総合研究所

(附置地域総合研究所)

第51条 本学に附置地域総合研究所を置く。

- 2 附置地域総合研究所に関する規程は、別に定める。

第15章 情報処理センター

(情報処理センター)

第52条 本学に情報処理センターを置く。

- 2 情報処理センターに関する規程は、別に定める。

第16章 削除

第53条 削除

第17章 削除

第54条 削除

第18章 女子学生寮

(女子学生寮)

第55条 本学に女子学生寮を設置する。

2 女子学生寮に関する規程は、別に定める。

第19章 学年度・学期・休業日

(学年度)

第56条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第57条 学年度を分けて次の2期とする。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終る

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終る

(休業日)

第58条 学年中の休業日を次のように定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業日 3月15日から3月31日まで

2 必要ある場合は、前項の休業日を変更することがある。

3 休業日であっても授業を行うことがある。

第20章 学則の改廃

(学則の改廃)

第59条 学長は、学則の改廃を行うときは、大学評議会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 本学則(昭和35年1月20日制定)は、昭和35年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、学則第3条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。

3 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第29条、第30条の規定について

は、本学大学院在学者に限り、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

4 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経済学部・社会学部の「臨時的定員に関する平成 12 年度以降の取り扱いについて」の制度を利用した、平成 16 年度までの期間延長を、平成 13 年 4 月 1 日で廃止する。

5 鹿児島国際大学教授会通則は、廃止する。

〔昭和 36 年 4 月 1 日改正学則から平成 12 年 4 月 1 日改正学則までの附則は省略する。〕

6 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。

7 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 3 条を除き、現在在学する者については、従前の学則による。さらに、学則第 11 条については、本学経済学部平成 10 年度以前に入学した学生及び本学国際文化学部平成 12 年度入学した学生に限り、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 3 条及び第 41 条第 4 項を除き、平成 16 年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。

附 則

1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 3 条及び第 41 条第 4 項を除き、平成 17 年度以前に入学し、現在在学する者については、従前の学則による。

2 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。なお、別表第 6 「基礎ゼミナール」「コンピュータと情報倫理」「情報処理入門」「情報活用」以外の科目については、平成 13 年度以降入学者にも適用する。

3 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。なお、別表第 7 「基礎介護技術」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅱ」に限り、平成 17 年度入学者にも適用する。ただし、平成 17 年度以前に入学した学生については従前の学則による。

附 則

1 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第 10 条第 1 項 10 号から 17 号については、平成 18 年度以前入学者から適用する。

2 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 44 条、第 46 条、第 48 条及び第 58 条については、平成 18 年度以前の入学者にも適用する。

3 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 「英語検定科目」及び別表第 6 「情報活用 C」に限り、平成 16 年度入学者から適用する。

4 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 7 及び別表第 21 に限り、平成 18 年度入学者から適用する。

5 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 「現代社会と職業」については平成 17 年度入学者から適用し、「社会調査実習」「公務知識・行政」については平成 13 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条の規定は、平成 20 年 2 月 25 日から適用する。なお、第 4 条の 2、第 8 条の 2、第 33 条及び第 33 条の 2 については、平成 19 年度以前入学者にも適用する。
- 2 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第 4・5「英語検定科目」に限り、平成 17 年度入学者から適用する。
- 3 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。なお、別表第 8「地域創生特殊実習科目」に限り、平成 18 年度入学者から適用する。
- 4 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 10「特別支援教育総論」及び「障害児心理学総論」に限り、平成 19 年度入学者から適用する。
- 5 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 12「D群（コース科目）」に限り、平成 19 年度入学者から適用する。
- 6 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 12 及び別表第 13「インターンシップ実習科目」に限り、平成 17 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第 10「社会福祉特講Ⅲ」「社会福祉特講Ⅳ」「社会福祉学特論」に限り、平成 18 年度入学者から適用する。
- 2 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度に福祉社会学部社会福祉学科に 2 年次編入学及び転学部・転学科した社会福祉士国家試験受験資格取得を希望する者に限り、平成 21 年度学則別表第 4、別表第 10 及び別表第 23 を適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以降に福祉社会学部社会福祉学科に入学した学生に限り、平成 22 年度学則別表第 25 を適用する。
- 3 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 33「日本語特別プログラムに関する科目」に限り、平成 19 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。
- 2 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、別表第 6「社会調査論Ⅰ」「社会調査論Ⅱ」は平成 21 年度入学生から適用、別表第 6「量的データ解析法」「質的データ分析法」「社会調査実習」は平成 20 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、短期大学部については廃止申請認可日までは存続する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、第 25 条第 2 項、第 41 条第 5 項、第 42 条第 3 項、第 47 条第 1 項、第 47 条第 2 項、第 48 条第 2 項、第 49 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 59 条については、平成 26 年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、改正後の学則第 29 条の 2 の規程は、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 7 「教育実習 A」「教育実習 B」及び別表第 12 「教育実習 A」「教育実習 B」に限り、平成 28 年度入学者から適用する。
- 3 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 26 に限り、平成 29 年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、従前の学則による。

附 則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度以前に入学した学生につい

ては、従前の学則による。なお、第7条の2及び第35条第3項については、令和2年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、学則第3条については、令和4年度以前に入学した学生にも適用する。

学則変更事項を記載した書類

学則変更の事由	変更の主要点				
<p>1 本学に看護学部を設置する事に伴い、学則を変更した。</p> <p>第1章 総則</p> <p>2 看護学部の設置に伴い、条文を変更した。 また、2019（令和元）年度に受審した大学基準協会の大学評価（認証評価）結果において、「建学の精神」について、学則とホームページ等での記載で「読み手に混乱を招く余地があるため、改善が望まれる」と指摘されており、条文を変更した。</p> <p>3 看護学部を別置キャンパスの伊敷キャンパスに設置する事に伴い、第1項の条文を改め、第2項を新設した。</p> <p>第2章 組織及び教育課程</p> <p>4 看護学部の設置に伴い、学科を開設し、条文を新設した。</p>	<p>鹿児島国際大学新学則 学則の変更点 鹿児島国際大学学則新旧対照表参照</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条 本学は、鹿児島の進取開明の伝統を継承しつつ、東西文化の融合と地域社会への貢献を趣旨とする建学の精神に則り、学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。</p> <p>第3条 本学は、鹿児島国際大学と称し、大学本部を鹿児島市坂之上八丁目 34 番1号に設置する。</p> <p>2 本学は、大学本部とは他に別置キャンパスを鹿児島市下伊敷一丁目 52 番 17 号に設置する。</p> <p>第2章 組織及び教育課程</p> <p>第4条 本学に次の学部及び学科を置く。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">学 部</th> <th style="padding: 5px;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">看護学部</td> <td style="padding: 5px;">看護学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育研究上の目的の公表等）</p> <p>第4条の2 （4）</p> <p>看護学部は、看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に、人々の健康的な暮らしの実現に向けて、看護できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>ア 看護学科は、いのちをとうとび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職を養成することを目的とする。</p>	学 部	学 科	看護学部	看護学科
学 部	学 科				
看護学部	看護学科				

5 令和5年度から施行される新カリキュラムに伴い、国際ビジネス・グローバル英語プログラムに関する科目をグローバル英語プログラムに関する科目へと名称変更した。また、新たに地域人材育成プログラムに関する科目と学部横断プログラムに関する科目を追加し、それに伴う条文を変更した。

6 看護学部の設置に伴い、入学定員並びに収容定員を定め、経済学部経済学科、経営学科、福祉社会学部社会福祉学科、国際文化学部国際文化学科及び音楽学科の入学定員を変更した。

第3章 履修方法及び単位の計算方法

7 令和5年度から施行される既存学部の新カリキュラムに伴い、修得すべき単位数の変更を行った。また、看護学部の設置に伴い、修得すべき単位数を新たに明記した。さらに、国際ビジネス・グローバル英語プログラムに関する科目をグローバル英語プログラムに関する科目へと名称変更し、新たに地域人材育成プログラムに関する科目と学部横断プログラムに関する科目の条文を追加した。

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職課程に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラムに関する科目、地域人材育成プログラムに関する科目、グローバル英語プログラム及び学部横断プログラムに関する科目に分ける。

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	170名	680名
	経営学科	150名	600名
福祉社会学部	社会福祉学科	90名	360名
	児童学科	120名	480名
国際文化学部	国際文化学科	115名	460名
	音楽学科	30名	120名
看護学部	看護学科	80名	320名

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単位数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は30単位以上、経営学科は30単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は94単位以上、経営学科は94単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は14単位以上、児童学科は15単位以上を修得しな

ればならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は 110 単位以上、児童学科は 109 単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は 30 単位以上、音楽学科は 26 単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は 94 単位以上、音楽学科は 98 単位以上を修得しなければならない。

(4) 看護学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、看護学科は 18 単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、看護学科は専門基礎科目と専門科目から成る。専門基礎科目は 32 単位以上、専門科目は 79 単位を修得しなければならない。

(17) 地域人材育成プログラムに関する科目

地域人材育成プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(18) グローバル英語プログラムに関する科目

グローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(19) 学部横断プログラムに関する科目

学部横断プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

第7章 学位

8 看護学部を設置に伴い、学位を定めた。

附 則

第7章 学位

(学位の授与)

第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
看護学部	看護学科	学士(看護学)

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生については、従前の学則による。なお、学則第3条については、令和4年度以前に入学した学生にも適用する。

鹿児島国際大学学則 新旧対照表

－変更部分のみ抜粋－

新 学 則	旧 学 則																										
<p>鹿児島国際大学学則</p> <p>昭和 35 年 1 月 20 日制定</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本学は、鹿児島¹の進取開明の伝統を継承しつつ、<u>東西文化の融合と地域社会への貢献を趣旨とする建学の精神に則り、</u>学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p>(名称及び所在地)</p> <p>第 3 条 本学は、鹿児島国際大学と称し、<u>大学本部を鹿児島市坂之上八丁目 34 番 1 号に設置する。</u></p> <p>2 <u>本学は、大学本部とは他に別置キャンパスを鹿児島市下伊敷一丁目 52 番 17 号に設置する。</u></p> <p>第 2 章 組織及び教育課程</p> <p>(学部・学科の設置)</p> <p>第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 部</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">経済学部</td> <td style="text-align: center;">経済学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経営学科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">福祉社会学部</td> <td style="text-align: center;">社会福祉学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児童学科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国際文化学部</td> <td style="text-align: center;">国際文化学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">音楽学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護学部</td> <td style="text-align: center;">看護学科</td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育研究上の目的の公表等)</p> <p>第 4 条の 2 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。</p> <p>2 学部・学科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。</p>	学 部	学 科	経済学部	経済学科	経営学科	福祉社会学部	社会福祉学科	児童学科	国際文化学部	国際文化学科	音楽学科	看護学部	看護学科	<p>鹿児島国際大学学則</p> <p>昭和 35 年 1 月 20 日制定</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本学は、鹿児島¹の進取開明の伝統を継承しつつ、<u>東西文化の融合を趣旨とする建学の精神に則り、</u>社会科学及び人文科学に重きを置く学術的知識・技能の教育研究を推進し、国際社会及び地域社会の発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p>(名称及び所在地)</p> <p>第 3 条 本学は、鹿児島国際大学と称し、<u>鹿児島市坂之上八丁目 34 番 1 号に設置する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 2 章 組織及び教育課程</p> <p>(学部・学科の設置)</p> <p>第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 部</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">経済学部</td> <td style="text-align: center;">経済学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">経営学科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">福祉社会学部</td> <td style="text-align: center;">社会福祉学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">児童学科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">国際文化学部</td> <td style="text-align: center;">国際文化学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">音楽学科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(教育研究上の目的の公表等)</p> <p>第 4 条の 2 本学は、学部及び学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定め、それを公表するものとする。</p> <p>2 学部・学科における人材の養成及びその他の教育研究上の目的は以下のとおりである。</p>	学 部	学 科	経済学部	経済学科	経営学科	福祉社会学部	社会福祉学科	児童学科	国際文化学部	国際文化学科	音楽学科	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
学 部	学 科																										
経済学部	経済学科																										
	経営学科																										
福祉社会学部	社会福祉学科																										
	児童学科																										
国際文化学部	国際文化学科																										
	音楽学科																										
看護学部	看護学科																										
学 部	学 科																										
経済学部	経済学科																										
	経営学科																										
福祉社会学部	社会福祉学科																										
	児童学科																										
国際文化学部	国際文化学科																										
	音楽学科																										
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																										

新 学 則

(省略)

(4) 看護学部は、看護学を発展させるための専門的な教育研究を行い、あらゆるいのちに思いやりと関心を持ち、その尊厳を護りつつ、倫理的・科学的態度を基に、人々の健康的な暮らしの実現に向けて、看護できる人材を養成することを目的とする。

ア 看護学科は、いのちをととび、はぐくみ、つなぐことを基本姿勢とし、人々が地域において健康的な暮らしを営めるように、よりよい健康課題の解決法を探究しつつ取り組むことができる看護職を養成することを目的とする。

(省略)

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職課程に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラムに関する科目、地域人材育成プログラムに関する科目、グローバル英語プログラムに関する科目及び学部横断プログラムに関する科目に分ける。

(省略)

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	170名	680名
	経営学科	150名	600名
福祉社会 学部	社会福祉学科	90名	360名
	児童学科	120名	480名

旧 学 則

(省略)

(新設)

(省略)

(授業科目)

第7条 授業科目は、共通教育科目、専門教育科目、教職課程に関する科目、特別支援教育に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会福祉士に関する科目、精神保健福祉士に関する科目、介護福祉士に関する科目、保育士に関する科目、学芸員に関する科目、日本語教員に関する科目、日本語特別プログラム、国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目に分ける。

(省略)

(収容定員)

第9条 各学部・学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	200名	800名
	経営学科	180名	720名
福祉社会 学部	社会福祉学科	100名	400名
	児童学科	120名	480名

新学則

国際文化	国際文化学科	115名	460名
学部	音楽学科	30名	120名
看護学部	看護学科	80名	320名

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単位数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は30単位以上、経営学科は30単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は94単位以上、経営学科は94単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は14単位以上、児童学科は15単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は110単位以上、児童学科は109単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は30単位以上、音楽学科は26単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は94単位以上、音楽学科は98単位以上を修得しなければならない。

旧学則

国際文化	国際文化学科	120名	480名
学部	音楽学科	35名	140名
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第3章 履修方法及び単位の計算方法

(単位数)

第10条 本学学生は、次に定める単位数を修得しなければならない。

(1) 経済学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、経済学科は36単位以上、経営学科は36単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、経済学科は88単位以上、経営学科は88単位以上を修得しなければならない。

(2) 福祉社会学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、社会福祉学科は22単位以上、児童学科は22単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、社会福祉学科は102単位以上、児童学科は102単位以上を修得しなければならない。

(3) 国際文化学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、国際文化学科は26単位以上、音楽学科は26単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、国際文化学科は86単位以上、音楽学科は98単位以上を修得しなければならない。

新学則

(削除)

(4) 看護学部

① 共通教育科目

共通教育科目は、看護学科は18単位以上を修得しなければならない。

② 専門教育科目

専門教育科目は、看護学科は専門基礎科目と専門科目から成る。専門基礎科目は32単位以上、専門科目は79単位を修得しなければならない。

(5) 教職課程に関する科目

(6) 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(7) 本学の各学部学科で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

学部	学科	免許状の種類	
		免許状	免許教科
経済学部	(省略)		
福祉社会学部			
国際文化学部			

(省略)

(17) 地域人材育成プログラムに関する科目

地域人材育成プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

(18) グローバル英語プログラムに関する科目

グローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

旧学則

③ フリーゾーン科目

フリーゾーン科目は、国際文化学科は12単位以上を修得しなければならない。

(新設)

(4) 教職課程に関する科目

(5) 特別支援教育に関する科目

特別支援学校教員免許状を取得しようとする者は、前各号の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位数を修得しなければならない。

(6) 本学の各学部学科で取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

学部	学科	免許状の種類	
		免許状	免許教科
経済学部	(省略)		
福祉社会学部			
国際文化学部			

(省略)

(新設)

(16) 国際ビジネスとグローバル英語プログラムに関する科目

国際ビジネスとグローバル英語プログラム修了の認定を受けようとする者は、認定に必要な単位数を修得しなければならない。

新 学 則	旧 学 則																																										
<p>(19) <u>学部横断プログラムに関する科目</u> <u>学部横断プログラム修了の認定を受けよう</u> <u>とする者は、認定に必要な単位数を修得しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第7章 学位 (学位の授与)</p> <p>第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。</p> <table border="1" data-bbox="172 703 772 1144"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>学 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経済学部</td> <td>経済学科</td> <td>学士(経済学)</td> </tr> <tr> <td>経営学科</td> <td>学士(経営学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉社会学部</td> <td>社会福祉学科</td> <td>学士(社会福祉学)</td> </tr> <tr> <td>児童学科</td> <td>学士(児童学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際文化学部</td> <td>国際文化学科</td> <td>学士(国際文化学)</td> </tr> <tr> <td>音楽学科</td> <td>学士(音楽)</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>学士(看護学)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>本学則は、令和5年4月1日から施行する。た</u> <u>だし、令和4年度以前に入学した学生については、</u> <u>従前の学則による。なお、学則第3条については、</u> <u>令和4年度以前に入学した学生にも適用する。</u></p>	学 部	学 科	学 位	経済学部	経済学科	学士(経済学)	経営学科	学士(経営学)	福祉社会学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)	児童学科	学士(児童学)	国際文化学部	国際文化学科	学士(国際文化学)	音楽学科	学士(音楽)	看護学部	看護学科	学士(看護学)	<p><u>(新設)</u></p> <p>(省略)</p> <p>第7章 学位 (学位の授与)</p> <p>第36条 前条の規定により卒業を認定された者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。</p> <table border="1" data-bbox="831 703 1431 1144"> <thead> <tr> <th>学 部</th> <th>学 科</th> <th>学 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経済学部</td> <td>経済学科</td> <td>学士(経済学)</td> </tr> <tr> <td>経営学科</td> <td>学士(経営学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉社会学部</td> <td>社会福祉学科</td> <td>学士(社会福祉学)</td> </tr> <tr> <td>児童学科</td> <td>学士(児童学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際文化学部</td> <td>国際文化学科</td> <td>学士(国際文化学)</td> </tr> <tr> <td>音楽学科</td> <td>学士(音楽)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	学 部	学 科	学 位	経済学部	経済学科	学士(経済学)	経営学科	学士(経営学)	福祉社会学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)	児童学科	学士(児童学)	国際文化学部	国際文化学科	学士(国際文化学)	音楽学科	学士(音楽)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
学 部	学 科	学 位																																									
経済学部	経済学科	学士(経済学)																																									
	経営学科	学士(経営学)																																									
福祉社会学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)																																									
	児童学科	学士(児童学)																																									
国際文化学部	国際文化学科	学士(国際文化学)																																									
	音楽学科	学士(音楽)																																									
看護学部	看護学科	学士(看護学)																																									
学 部	学 科	学 位																																									
経済学部	経済学科	学士(経済学)																																									
	経営学科	学士(経営学)																																									
福祉社会学部	社会福祉学科	学士(社会福祉学)																																									
	児童学科	学士(児童学)																																									
国際文化学部	国際文化学科	学士(国際文化学)																																									
	音楽学科	学士(音楽)																																									
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																									

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島国際大学学則第47条第4項に基づき、看護学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 看護学部（以下「本学部」という。）に教授会を置く。

2 教授会は、本学部に所属する専任の教授をもって構成する。

3 教授会には、本学部に所属する専任の准教授、講師、助教及び助手を加えることができる。

4 教授会には、本学部に所属する特別任用教員（以下「特任教員」という。）を任用期間内において、70歳に達する年度末まで加えることができる。ただし、鹿児島国際大学特別任用教員に関する規程第2条第5号により採用した特任教員は除くものとする。

5 教授会が必要と認めた時は、会議にその他の教育職員を加え、また事務職員を列席させることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、本学部に関する次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 授業科目の種類、編成、単位に関する事項

(4) 学生の身分に関する事項

(5) 教員の人事（専任教員の採用・昇任、名誉教授の推薦、非常勤教員の採用、客員教員の受け入れ）に関する事項

(6) 学部長、評議員等の選出に関する事項

(7) 教員の留学等学外研修に関する事項

(8) 学生の賞罰（ただし、懲戒処分を除く。）に関する事項

(9) 入学試験等に関する事項

(10) 自己点検・評価に関する事項

(11) その他学部運営に関する事項

2 前項第5号の人事のうち専任教員の採用・昇任に関する事項については、専任の教授及び第2条第4項に該当する特任教授によって審議する。

(招集)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、学部から選ばれている大学評議員が議長の代理を務める。

(議題の提出)

第5条 教授会で審議すべき事項は、学部長が提出する。

2 学部長は、審議すべき事項を、教授会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(定足数および議決の方法)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、休職者、長期療養者、留学者および在宅研修者は、これを定足数の算定において総数に加えないものとする。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。この場合、議長は議決に加わらない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 教授会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

(議事録)

第8条 教授会は議事録を作成し、事務局がこれを保管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会及び大学評議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。